# 令和5年度スポーツツーリズム戦略推進事業 (プロ野球キャンプ等訪問観光促進事業) 委託業務応募要領

- ・本公募に係る事業は、国及び県の本予算及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を 前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。
- ・国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、又 は交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがあります。
- ・また、委託契約の締結にあたっては、企画提案の内容について内閣府による事前確認が必要となる場合がありますので、併せてご留意願います。

## 1 目的

沖縄県では、沖縄観光の新たな魅力の創出や着地型観光の拡充等を図るため、スポーツツー リズムを推進しており、現在、国内外の多くのプロ野球球団等のスポーツチームのキャンプ等 が集積し、日本有数のキャンプ地を形成している。

全国的にスポーツキャンプ等誘致の地域間競争が激しくなる中、プロ野球をはじめとしたキャンプ観戦を目的とする観光を今以上に推進するため、キャンプ期間中の来訪の動機作りやプロ野球球団等キャンプ実施チームとの連携を強化する必要がある。

そこで、本事業をとおして、プロ野球球団等キャンプ実施チーム、市町村、受入協力会等と連携しつつ、プロ野球キャンプ等に関する情報発信を強化する等、全県的な取組を行うことで、キャンプ期間中の来訪者の増加及び経済効果の向上、プロ野球沖縄キャンプの維持・拡大を図るとともに、キャンプ開催地としてのブランド力の強化を目指す。

また、沖縄プロ野球キャンプ等に関する情報発信を強化する等、キャンプ訪問を促進させる 各種取組を行う。

### 2 委託業務の内容

(1)委託事業名

令和5年度スポーツツーリズム戦略推進事業 (プロ野球キャンプ等訪問観光促進事業)

(2) 事業期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(3)業務の詳細内容については、別添委託業務仕様書のとおり。

# 3 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - ※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に 係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させるこ とができない。

- (2)沖縄県におけるスポーツ観光の新たな魅力の創出や観光誘客について知見を有すること。
- (3) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、委託業務仕様書に記載の業務内容を的確に 実施できる能力を有すること。
- (4) 今回の委託業務の実施にあたり、正・副2人以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。
- (5) 応募は、単独に限らず共同企業体を可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(1)の要件を満たすこと。
  - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(2)、(3)、(4)の要件を満たす者であること。

# 4 応募の方法等について

応募にあたっては、「委託業務仕様書」及び「応募様式」を参照の上、提出書類を作成し、提出 期限内に次により持参又は郵送により到着すること。

- ※「委託業務仕様書」及び「応募様式」はスポーツ振興課ホームページよりダウンロードしてください。
- (1)提出書類

別添【様式1】~【様式7】を、下記事項を踏まえ提出すること。

- ア 提出書類は【様式1~7】の順で並べ、インデックスを貼り、左横2穴パンチ、クリップ 止めで提出すること。(ホッチキス不可、ファイル閉じ不可)
- イ 本様式以外の様式での作成も可とする。その際は左上に【様式○】と記入すること。
- ウ A4版縦置きで横書きを基本とし、必要に応じてA4版横置き横書きも可とするが、イン デックスは用紙を縦置きにした場合に用紙の右側にくること。
  - また、用紙を縦置きにした場合に左余白は2cm以上空けること。
- エ 【様式7】の積算にあたっては、本事業を実施するにあたっての一切の費用を積算し、各 積算費目の単価と内訳を記載すること。
- オ 今回の企画提案については、31,736,000 円以内(消費税込み)で見積もること。 ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約額とは異なること がある。
- カ 一般管理費は(人件費+再委託費を除いた事業費)×10%以内で計上すること(小数点 以下切捨て)。

(2)(1)の提出期限

令和5年4月14日(金)17:00必着

(3) 提出部数

8部(1部は原本、残り7部は原本のコピーを提出)

(4) 質問

質問がある場合には、【別紙1】に記入の上、令和5年4月6日(木)までに、メールで提出すること。取りまとめのうえ、スポーツ振興課ホームページに回答を掲載する。

# 5 委託業者の選定方法

(1) 第一次審査: 令和5年4月14日(金)(予定)

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課において、第一次審査(資格及び書類審査)を行い、 上位3者程度(一次審査の状況等により増減することがある)を選定する。

ただし、応募件数が3者以下の場合の第一次審査は、資格審査のみとし、適格者全てを二次審査の対象とする。

選定された事業者に対しては、結果及び二次審査(プレゼンテーション)実施日時を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知する。なお、結果等通知は電子メールで行う。

(2) 第二次審査 (プレゼンテーション): 令和5年4月21日(金)(予定)

第二次審査は、第一次審査選定業者の提案書の内容や経費等について、審査会において総合的な観点から審査し、提案内容等の優れた順で順位をつける。その後、審査会からの意見に基づき、委託予定業者を決定し、当該業者へ文書で通知するとともに、審査対象者全社へ結果を電子メールで通知する。

# (3) 留意事項

- ① 審査会は非公開で行い、審査の経過状況、点数及び順位等に関する問い合わせには応じない。また、審査等についての異議申し立て等は受け付けない。
- ② 審査の結果については、県が決定した委託予定業者名の発表のみとする。
- ③ 審査会により選定した事業者が辞退した場合、または県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて選定できるものとする。
- ④ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

### 6 契約保証金

契約締結する場合は、沖縄県財務規則 101 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれらに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次に該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- ① 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ② 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。

#### 7 その他

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ④募集要領に違反すると認められる場合
  - ⑤その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - ⑥他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - (7)その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
  - (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (3) 企画提案書や関連する事項について、提出後ヒアリングを行うことがある。
  - (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、企画提案の主たる内容の変更 に影響しない軽微な変更を除き、原則認めない。
  - (5) 企画提案書等の作成・提出及びプレゼンテーションに要する経費等、本事業の企画提案に 要した経費については、当該提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。
  - (6) プレゼンテーションにおいて、プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、応募者で 準備すること。また、事前に県へ報告すること。
  - (7) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
  - (8) 委託先の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定する。そのため、事業 を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施 することを保証するものではない。
  - (9) 1事業者(複数の事業体で事業を実施する場合は1企業体)あたり、提案は1件とする。
  - (10) 共同企業体で応募する場合には、各構成員間で協定を締結し、その協定書を提出すること。(なお、協定書の内容は、目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等とする。)
  - (11) 検討すべき事項が生じた場合は、県と受託者とで別途協議する。

## 8 本事業に係る応募関係書類等の提出先及び問い合わせ先

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課 企画班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁舎8階)

TEL: 098-866-2708 FAX: 098-866-2729 E-Mail: aa082200@pref.okinawa.lg.jp